

軌道運送高度化実施計画
(素案)

令和 6 年 4 月

熊本市・(仮称) 一般財団法人熊本市公共交通公社

軌道運送高度化実施計画

目次

- 1 軌道運送高度化事業を実施する区域
- 2 軌道運送高度化事業の内容
- 3 軌道運送高度化事業の実施予定期間
- 4 軌道運送高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 5 軌道運送高度化事業の効果
- 6 地域公共交通計画に定められた軌道運送高度化事業に関連して実施される事業に関する事項
- 7 軌道施設の使用料の額
- 8 軌道施設の使用料の収受方法
- 9 軌道施設の使用開始予定日及びその期間
- 10 軌道施設の管理の方法
- 11 その他軌道運送高度化事業の運営に重大な関係を有する事項

軌道運送高度化実施計画

1 軌道運送高度化事業を実施する区域

(1) 軌道施設の整備等の予定区域

① 新規

(仮称) 東町線 (起点 熊本市東区健軍 3 丁目 ～ 終点 熊本市東区東町 4 丁目)

② 既設線

幹線 (起点 熊本市西区春日 3 丁目 ～ 終点 熊本市中央区水道町)

水前寺線 (起点 熊本市中央区水道町 ～ 終点 熊本市中央区国府 1 丁目)

健軍線 (起点 熊本市中央区国府 1 丁目 ～ 終点 熊本市東区健軍 3 丁目)

田崎線 (起点 熊本市西区春日 3 丁目 ～ 終点 熊本市西区春日 2 丁目)

上熊本線 (起点 熊本市中央区辛島町 ～ 終点 熊本市西区上熊本 2 丁目)

(2) 車両の導入予定区域

(仮称) 東町線 (起点 熊本市東区健軍 3 丁目 ～ 終点 熊本市東区東町 4 丁目)

幹線 (起点 熊本市西区春日 3 丁目 ～ 終点 熊本市中央区水道町)

水前寺線 (起点 熊本市中央区水道町 ～ 終点 熊本市中央区国府 1 丁目)

健軍線 (起点 熊本市中央区国府 1 丁目 ～ 終点 熊本市東区健軍 3 丁目)

田崎線 (起点 熊本市西区春日 3 丁目 ～ 終点 熊本市西区春日 2 丁目)

上熊本線 (起点 熊本市中央区辛島町 ～ 終点 熊本市西区上熊本 2 丁目)

2 軌道運送高度化事業の内容

(1) 導入する車両の数及び構造

車両数 12 編成

構 造 乗降口の段差を解消するなど利用者に配慮したバリアフリー対応の超低床車両であるとともに、加減速性能に優れ、かつ、運転席の視認性が良い車体形状や運転台配置により、走行安全性にも配慮した車両。



車両のイメージ

(2) 軌道施設の整備

① 路面電車道の整備及び軌道施設の整備（新線）

基本的に既存の道路空間の中央に敷設し整備する。

また、快適で低騒音、低振動の走行ができる制振軌道構造とし、バリアフリー対応の停留場を新たに整備するとともに、接続する停留場の改修を行う。

デジタルサイネージを停留場に設置し、利用者への沿線観光地・文化施設・イベント等の情報発信を強化するとともに、運行情報等の必要な情報をリアルタイムで提供する環境を整える。

整備延長 1. 5 7 k m

新設停留場数 4 か所（バリアフリー対応）

- ・（仮称）秋津新町停留場
- ・（仮称）第二高校前・東区役所入口停留場
- ・（仮称）東町停留場
- ・（仮称）市民病院前停留場

改修停留場 1 か所（バリアフリー対応）

- ・健軍町停留場

② 路面電車道の整備及び軌道施設の整備（既設線）

利用者の快適性の向上を図るため、既設停留場のバリアフリー化、軌道の高度化を実施する。

改修停留場数 18 か所（36 面）※令和 5 年度末時点。健軍町停留場除く。

- ・令和 5 年度末時点で16か所の停留場をバリアフリー化済。すべての停留場で誰もが安全安心に利用できるよう、バリアフリー新法に則った停留場へと改良する。
- ・熊本市バリアフリーマスタープランに規定する優先順位に沿って、毎年 1 停留場ずつ改良を進めることとしているが、優先順位が劣後する停留場については、屋根の設置等の改良を行い、快適性向上に努める。

軌道の高度化 L=8,540m（PC マクラギ 7,920m 樹脂固定 620m）

- ・老朽化区間から、P Cマクラギを用いたたわみ軌道に改良を行うほか、通行量の多い交差点区間については、樹脂固定を進め軌道の安全性・安定性の向上を図る。

3 軌道運送高度化事業の実施予定期間

(新線整備)

事業開始予定年月	令和6年12月
事業終了予定年月	令和13年3月
運輸開始予定年月	令和13年4月

(既設線（上下分離）)

事業開始予定年月	令和7年4月
事業終了予定年月	未定
運輸開始予定年月	令和7年4月

4 軌道運送高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

軌道運送高度化事業の実施にあたり、必要な資金の額及びその調達方法は以下のとおりとする。なお、本軌道運送高度化事業の経理は、新規線については一般会計において実施し、既設線については地方公営企業法第17条に基づく軌道事業会計（特別会計）において実施する。

(新規線)

単位：百万円

項目		概算 工事費	補助額	調達主体	調達方法	
					適用助成制度	起債の有無、 種類及び充当率
測量費		431	215. 5	熊本市	社会資本整備 総合交付金	起債有 公共事業等債 充当率 90%
用地費		2, 435	1, 217. 5	熊本市		
土木費		2, 435	1, 339	熊本市		
軌道	路盤	2, 716	1, 358	熊本市		
	レール、分岐器					
停留場	乗降場、旅客上屋	472	236	熊本市		
	電気工事費	29	14. 5	熊本市		
車庫及び車両検査修繕施設		－		熊本市		
信号保安設備 保安通信設備		838	419	熊本市		
車両		1, 058	529	熊本市		
変電所		530	265	熊本市		
き電線路、電車線路		1, 277	638. 5	熊本市		
合計		12, 221	6, 232	熊本市		

(既設線) ※令和 7 年度より 3 0 年間

単位：百万円

項目		概算 工事費	補助額	調達主体	調達方法	
					適用助成制度	起債の有無、 種類及び充当率
軌道	路盤レール、分岐器	6,706	3,353	熊本市	社会資本整備総合交付金	公営企業債 (100%)
停留場	軌道移設	1,309	655	熊本市	社会資本整備総合交付金	公営企業債 (100%)
	乗降場、旅客上屋、電気工事費	2,044	1,022	熊本市	社会資本整備総合交付金	公営企業債 (100%)
車両		10,085	5,009	熊本市	観光振興事業費補助金	公営企業債 (100%)
合計		20,144	10,039	—	—	—

※消費税は含まない

※現時点での想定

5 軌道運送高度化事業の効果

(1) 公共交通利用者の増加（新線整備）

- ・利用者数の増加：2,290人/日

(2) 新線整備による費用便益比 1.3

(3) 輸送力の向上による乗り残しの解消（多両編成車両導入）

(4) 多様な属性の利用者の移動の円滑化（超低床車両導入、停留場のバリアフリー化）

(5) 低騒音・低振動化による利用者及び沿線住民の快適性向上（制振軌道化）

(6) 軌道の安定性・安全性の向上。保守費用の軽減（PCマクラギ化）

(7) エリア特性に応じた多様な情報配信による利便性向上（デジタルサイネージ設置）

(8) 供給者便益（当該事業者の広告収益）の向上（新線整備、デジタルサイネージ設置）

6 地域公共交通計画に定められた軌道運送高度化事業に関連して実施される事業に関する事項

(1) 地域の特性や実情に応じた新たなコミュニティ交通の導入

基幹公共交通軸や地域拠点等に接続する、AI、ICT等の新技術を活用した新たなコミュニティ交通を導入し、地域の特性や実情に応じたきめ細かな移動ニーズに対応していく。

また、東部方面での渋滞緩和等、延伸効果の最大化を図るため、新設停留場・健軍町停留場と周辺地域を結ぶコミュニティ交通導入など、健軍地区活性化を図る。

(2) 位置情報システム（GPS）を活用した市電ロケーションシステムやスマート電停の拡充

現在、主要10停留場に設置しているデジタルサイネージを新規設置停留場にも拡充し、市民や来訪者に対し、運行時刻表、市電ナビ、遅延・運休情報、災害情報などをリアルタイムに表示し情報発信することで市電の利用促進を図るとともに、広報物をデジタル表示とすることで景観にも配慮する。

また、市電沿線の観光地、文化施設、地域資源、イベント等の情報発信を強化することで、人とまちをつなぎ交流を促進し、更には今後の需要が期待されるインバウンド対応のために、多言語での情報発信も行う。

(3) パークアンドライド（P&R）、サイクルアンドライド（C&R）等の整備

延伸部沿線をはじめ、乗換拠点や交通拠点において需要や特性に応じてパークアンドライドやサイクルアンドライド等整備を行い、利用者の利便性の向上のほか、公共交通への利用転換や自家用車流入抑制によるバス路線等の定時性・速達性の向上を図る。

(4) 公共交通のシームレス化に向けたICT等の推進

Ma a S等の新たなモビリティサービスの展開を見据えて、AIやICT等の新技術を積極的に活用し、経路検索・予約・決済等の一元化や各種サービスの情報提供などの導入検討に取り組む。

また、利便性向上に向け、令和５年度に実証実験を行った「顔認証」決済について、その効果を検証し、本格導入を検討する。

※詳細は「熊本地域公共交通計画」（令和５年３月改定）に記載

7 軌道施設の使用料の額

（精査中）

8 軌道施設の使用料の収受方法

（仮称）（一財）熊本市公共交通公社が熊本市に対し、年間使用料の６分の１に相当する額を２か月ごとにそれぞれ支払う。

9 軌道施設の使用開始予定日及びその期間

使用開始時期 令和７年（２０２５年）４月

使用終了予定時期 未定

10 軌道施設の管理の方法

新規線、既設線ともに、軌道施設は熊本市が所有し、維持管理の責任を持つ。その維持管理業務は熊本市が（仮称）（一財）熊本市公共交通公社に委託し、（一財）熊本市公共交通公社が実務を担う。

通常発生する維持管理及び修繕工事等（以下「維持管理等」という。）については、（仮称）（一財）熊本市公共交通公社が、その他の事由による維持管理等及び災害復旧工事について双方が協議して行う。

「軌道施設の管理の方法」の内訳

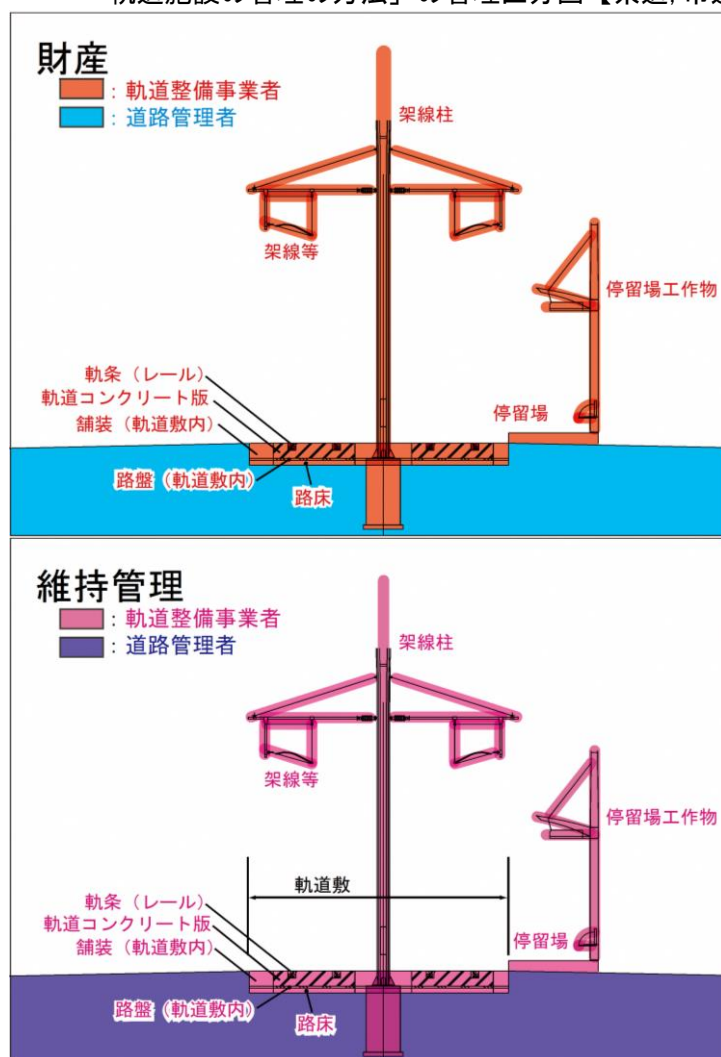
施設	軌道施設及び車両の責任の所在 （責任を負うものに○）※		備考 （責任に関わる事項で左 の分担と異なる事象につ いて記載）
	軌道整備事業者 （熊本市）	軌道運送事業者 （（仮称）熊本市公共交通公社）	
軌道	○		軌道運送事業者に日常的な維持管理を委託
停留場	○		同上
車庫及び 車両検査修繕施設	○		同上
踏切道の保安設備	○		同上
車両	○		同上
保安通信設備	○		同上
変電所	○		同上
き電線路	○		同上
電車線路	○		同上

※責任を負うものとは、軌道法に基づく許可申請等の手続き、施設の整備、維持管理を行うもの

「軌道施設の管理の方法」の管理区分

施設			財産	維持管理	備考
軌道	軌条（レール）		軌道整備事業者 （市）	軌道整備事業者 （市）	日常的な維持管理 業務は軌道運送事 業者に委託
	枕木	軌道コン クリート 板			
	道床				
停留場			同上	同上	同上
停留場工作物			同上	同上	同上
舗装・路盤・路床			同上	同上	同上
架線柱・架線等			同上	同上	同上

「軌道施設の管理の方法」の管理区分図【県道、市道】



1 1 その他軌道運送高度化事業の運営に重大な関係を有する事項

半導体世界最大手 TSMC の本県への工場進出（2024 年末までに稼働開始予定）に伴い、JR 豊肥本線利用者の増大が見込まれるが、豊肥本線と中心市街地を結ぶ JR 新水前寺駅とは、新水前寺駅前停留場で直結しているため、利用者の増加が見込まれる。

また、延伸に伴い新たな運転士の雇用が必要となるため、今後は運行体制の上下分離による会計年度職員の正職員化など乗務員の処遇改善に取り組むとともに求人サイトや新卒者を対象とした新規の採用活動など、様々な手法を活用し積極的な人材確保に取り組む。

申 請 理 由 書

熊本市では、本市のめざすべきまちの姿である、市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたくなるまち、「上質な生活都市」の実現に向け、令和6年（2024年）3月、「熊本市第8次総合計画」を策定しました。

この計画において、「安全で良好な都市基盤が整備されたまち」をビジョンの一つに掲げ、バス、市電、自転車などの交通モードと自動車交通の組み合わせにより、だれもが移動しやすいまちの実現に向けて取り組むこととしており、その基本方針として、持続可能で利便性の高い公共交通体系の構築を進めております。

その総合計画の下位計画である「熊本地域公共交通計画」においては、これまでの自動車依存からの脱却と、人口減少、超高齢化社会に対応した「公共交通を基軸とした「多核連携都市くまもと」を目指す都市の将来像に掲げており、そのなかで、熊本市電は基幹公共交通として位置づけられています。

今回申請する軌道運送高度化実施計画は、市電の延伸による交通渋滞緩和、温室効果ガス削減等を図り、新型低床車両の導入による利便性、快適性の向上等を図ることにより、持続可能で利便性の高い公共交通体系を構築することを目的としています。

また、これらの計画実現に向け、熊本市電に求められる役割を果たすため、熊本市交通局では、令和3年（2021年）3月、「熊本市交通局経営計画（2021～2028）」を策定し、「安全・安心な運行体制の確保」「質の高いサービスの提供」「経営基盤の強化」の3つを基本方針として、さまざまな事業に取り組んでいます。

あわせて、令和6年（2024年）3月には熊本地域公共交通計画を改定し、経営計画に掲げる事業を軌道運送高度化事業として位置づけたほか、交通結節点の整備など、さまざまな交通機関が連携した利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けて取り組むこととしております。

一方、交通局では、経営の健全化を目的に、人件費の削減・抑制のため、運転士は平成15年度（2003年度）、技工職は平成17年度（2005年度）を最後に、常勤職員としての業務職員の採用を見合わせており、また、行財政改革の一環として、本市全体でも平成22年度（2010年度）を最後に業務職員の新規採用は行われておりません。その結果、令和6年4月1日現在、運転士は全職員が会計年度任用職員もしくは再任用職員となっているほか、技工職員も平均年齢が56歳と高齢化が著しく進んでいます。

そうした課題を解決し、将来にわたって持続安定的に市電を運行していくため、最適な交通事業の経営のあり方について様々な角度から検討した結果、『市の出資により新たな

法人を設立した上でこれを上物事業者とし、下物事業は市で実施する上下分離方式』の導入を決定したところです。

今回申請する軌道運送高度化事業は、現行の熊本市電全線（総延長 11.9km）および新線整備（1.57km）を実施区間とし、超低床の 3 連接車両の新規導入や電停のバリアフリー化、軌道の改良（PC マクラギ化及び樹脂固定）の整備などを進めるとともに、事業方式は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を活用し、熊本市が軌道整備事業者として施設・車両の保有整備を行い、一般財団法人熊本公共交通公社が軌道運送事業者として運営を行う償還型上下分離方式とし、令和 7 年（2025 年）4 月の事業開始を目指し、上記区間の軌道事業を行おうとするものです。

申 請 添 付 書 類

- (1) 軌道施設の使用契約書の写し
- (2) 軌道施設の使用料の算出の基礎を記載した書類
- (3) 軌道施設に係る図面
- (4) 起業目論見書
- (5) 線路予測図
- (6) 建設費概要書
- (7) 運輸事業の収支概要書
- (8) 定款・登記事項署名所及び決議要領書

(1) 軌道施設の使用契約書の写し

地域公共交通の活性化大及び再生に関する法律
により整備する軌道施設の使用に関する覚書

熊本市（以下、「甲」という。）と一般財団法人熊本市公共交通公社（以下「乙」という。）とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「法」という。）により、軌道施設及び車両、その附帯施設（以下「軌道施設」という。）の使用に関する基本的事項について、次のとおり覚書を締結する。

（所定の手続き）

第1条 甲と乙は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、協力して軌道運送高度化実施計画（以下「実施計画」という。）の申請を行い、国土交通大臣の認定後は、軌道法等の所要の手続きを協力して実施するものとする。

（軌道整備事業者）

第2条 甲は、軌道施設を保有整備し、これを乙に使用させるものとする。

（軌道運送事業者）

第3条 乙は、甲の軌道施設を使用して軌道運送事業を行うものとする。

（施設の使用条件）

第4条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙で協議のうえ定めるものとする。

この覚書の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和6年（2024年）●月●日

甲 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市
熊本市長 大西 一史

乙 熊本市中央区大江5丁目1-40
一般財団法人熊本市公共交通公社

(2) 軌道施設の使用料の算出の基礎を記載した書類

○施設使用料の算出方法（基本的な考え方）

施設使用料は、熊本市が施設・車両の日常的な修繕等に要する費用（維持管理費）、施設・車両の使用に伴う資産の減価額（減価償却費）等及び軌道運送事業者に派遣する人件費相当額（派遣人件費）を加えた額から、当該費用に充当される一般会計補助金等（長期前受金収益化額）を控除した額とする。

【算入する項目】

項目	内容
維持管理費	施設・車両を維持していくために要する費用
減価償却費等	施設・車両の使用に伴う資産の減価額
派遣人件費	下物から上物へ派遣する職員の人件費

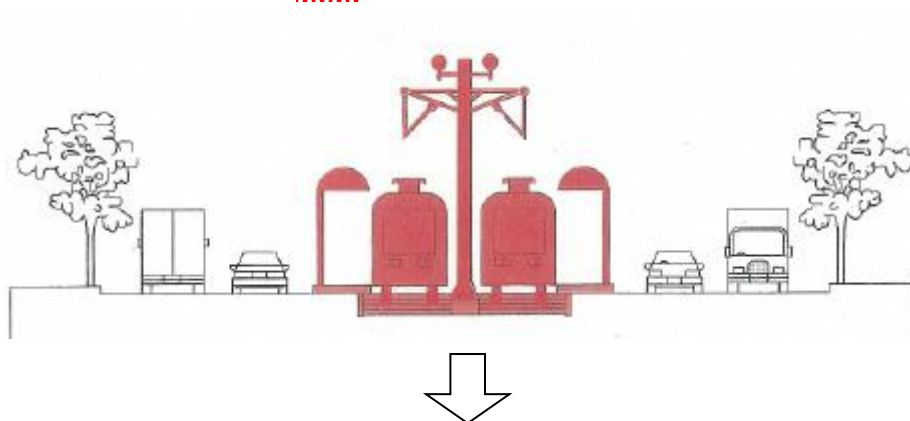
【控除する項目】

項目	内容
長期前受金収益化額	軌道修繕費負担金、市電機能強化補助の収益化額

(3) 軌道施設に係る図面

整備（軌道整備事業者）

 整備主体：熊本市



運行（軌道整備事業者）

運行主体：（仮称）一般財団法人 熊本市公共交通公社

(4) 起業目論見書

一 目的

旅客運送事業

二 商号又は名称、主たる事業所の設置地

- 軌道整備事業を実施しようとするもの

名称 熊本市

住所 熊本県熊本市中央区手取本町1番1号

- 軌道運送事業を実施しようとするもの

名称 (仮称) 一般財団法人 熊本市公共交通公社

住所 熊本県熊本市中央区大江5丁目1-40

三 軌道事業に要する資金の総額及びその支出方法

別紙1のとおり

四 路線の起終点及び併用軌道の始終点の地名、地番並びにその経過市町村名

路線の起終点

起点 熊本市東区健軍3丁目

終点 熊本市東区東町4丁目

併用軌道の始終点

始点 熊本市東区健軍3丁目

終点 熊本市東区東町4丁目

経過地 熊本市

五 軌道を敷設すべき道路の種類ごとの延長、一般幅員及び計画幅員

別紙2のとおり

六 線路の延長及び単線、複線の別

路線の延長 1.57km

単線・複線の別 単線 0.43km、複線 1.14km

七 軌間及び車両の最大幅員

軌間 1,435mm

車両の最大幅員 2,380mm

八 動力

電気 直流 600V

電力供給者 丸紅新電力株式会社

(別紙1)

軌道事業に要する資金の総額及びその出資方法

事業を実施 しようとする者	項 目	所要額	資金の出資方法
軌道整備事業を 実施しようとする者 (熊本市)	設備投資・ 車両購入	12,221 百万円	国からの補助金等
軌道運送事業を 実施しようとする者 ((仮称) 一般財団 法人 熊本市公共 交通公社)	—	—	—
合 計		12,221 百万円	

※ 消費税は含まない。

(別紙2)

軌道を敷設すべき道路の種類ごとの延長、一般幅員及び計画幅員

道路名称		道路の種類	延長	一般幅員	計画幅員	起点	終点
①	主要地方道 熊本高森線	県道	488m	23～ 24m	23～ 30m	熊本県熊本市 東区健軍3丁目 931番地先	熊本県熊本市 東区秋津新町 1番10
②	秋津新町新外 3丁目第1号線	市道	1,114m	16～ 35m	27～ 35m	熊本県熊本市 東区秋津新町 1番10	熊本県熊本市 東区東町4丁目 4番79地 先
③	秋津新町昭和 町第1号線	市道	1m	6m	6m	熊本県熊本市 東区秋津新町 3番28地先	熊本県熊本市 東区秋津新町 3番28地先

(5) (仮称) 東町線 線路予測図



(6) 建設費概算書

熊本市東区健軍3丁目～熊本市東区東町3丁目 間 建設費概算書

延長 1.57 ㌦

(仮) 東町線

項目		数 量	単 価 百万円	金 額 百万円	摘 要
測量費		1.57 ㌦	274.52	431	
用地費		4.446 平方米	0.55	2,435	
土工費		51.753 平方米	0.05	2,435	
軌道	路盤	1.57 ㌦	1,729.94	2,716	
	レール、分岐器				
停留場	乗降場、旅客上屋	5 か所	94.40	472	健軍町停留場の改築含む
	電気工事費	1.57 ㌦	18.47	29	
車庫及び車両検査修繕施設		-	-	-	
信号保安設備 保安通信設備		1.57 ㌦	533.76	838	
車両		3 両	352.67	1,058	
変電所		1.750 キロワット	0.30	530	健軍変電所の増強含む
き電線路、電車線路		1.57 ㌦	813.38	1,277	
合計				12,221	
一㌦当				7,784	

※延伸事業未反映

(7) 運輸事業の収支概要書

軌道運送事業者

併用軌道

動力：電気直流 600V

軌間 1.435 米

区間 幹線（熊本市西区春日 3 丁目～熊本市中央区水道町）

水前寺線（熊本市中央区水道町～熊本市中央区国府 1 丁目）

健軍線（熊本市中央区国府一丁目～熊本市東区健軍三丁目）

田崎線（熊本市西区春日 3 丁目～熊本市西区春日 2 丁目）

上熊本線（熊本市中央区辛島町～熊本市西区上熊本 2 丁目）

12.1 秆（営業キロ）

	単位	数量・金額・割合	摘要
旅客			
人	千人秆	37,232	旅客数 11,217 千人/年
一 秆 当	千人	3,077	(一日 31 千人)
一日一秆当	人	8,430	
旅客収入	千円	1,907,000/年	一人平均乗車料収入
一 秆 当	千円	157,603/年	170 円
一日一秆当	千円	432	
雑収入	千円	415,000	
収入合計	千円	2,322,000	
一日一秆当	千円	526	
営業費	千円	2,246,000	千円
一日一秆当	千円	509	人件費 858,000
			経費 1,388,000
益金	千円	75,000	
建設費	千円	—	
建設費に対する益金割合	%	—	

(注) 本表は新線運輸開始予定時の令和 7 年度（2025 年度）における推計値である。

減価償却費については、長期前受金と相殺して計上。

※延伸事業未反映

軌道整備事業者

併用軌道

動力：電気直流 600V

軌間 1.435 米

区間 幹線（熊本市西区春日 3 丁目～熊本市中央区水道町）

水前寺線（熊本市中央区水道町～熊本市中央区国府 1 丁目）

健軍線（熊本市中央区国府一丁目～熊本市東区健軍三丁目）

田崎線（熊本市西区春日 3 丁目～熊本市西区春日 2 丁目）

上熊本線（熊本市中央区辛島町～熊本市西区上熊本 2 丁目）

12.1 秆（営業キロ）

	単位	数量・金額・割合	摘要
旅客			
人 秆	千人秆	—	
一 秆 当	千人	—	
一日一秆当	人	—	
旅客収入	千円	—	
一 秆 当	千円	—	
一日一秆当	千円	—	
雑収入	千円	890,000	
収入合計	千円	890,000	
一日一秆当	千円	202	
営業費	千円	1,002,000	千円 人件費 377,000 経費 366,000 減価償却費 259,000
一日一秆当	千円	227	
益金	千円	▲112,000	
建設費	千円	1,373,000	
建設費に対する益金割合	%	▲8.16%	

（注）本表は新線運輸開始予定時の令和 7 年度（2025 年度）における推計値である。

減価償却費については、長期前受金と相殺して計上。

※延伸事業未反映

軌道運送事業者と軌道整備事業者の合算

併用軌道

動力：電気直流 600V

軌間 1.435 米

区間 幹線（起点 熊本市西区春日 3 丁目 ～ 終点 熊本市中央区水道町）

水前寺線（起点 熊本市中央区水道町 ～ 終点 熊本市中央区国府 1 丁目）

健軍線（起点 熊本市中央区国府一丁目 ～ 終点 熊本市東区健軍三丁目）

田崎線（起点 熊本市西区春日 3 丁目 ～ 終点 熊本市西区春日 2 丁目）

上熊本線（起点 熊本市中央区辛島町 ～ 終点 熊本市西区上熊本 2 丁目）

12.1 秆（営業キロ）

	単位	数量・金額・割合	摘要
旅客			旅客数 11,217 千人/年 (一日 31 千人)
人 秆	千人秆	37,232	
一 秆 当	千人	3,077	
一日一秆当	人	8,430	
旅客収入	千円	1,907,000/年	一人平均乗車料収入
一 秆 当	千円	157,603/年	170 円
一日一秆当	千円	432	
雑収入	千円	128,000	
収入合計	千円	2,035,000	
一日一秆当	千円	461	
営業費	千円	2,016,000	千円 人件費 1,235,000 経費 522,000 減価償却費 259,000
一日一秆当	千円	456	
益金	千円	19,000	
建設費	千円	1,373,000	
建設費に対する益金 割合	%	1.38%	

（注）本表は新線運輸開始予定時の令和 7 年度（2025 年度）における推計値である。

減価償却費については、長期前受金と相殺して計上。

軌道運送事業者

併用軌道
動力：電気直流 600V

軌間 1.435 米

区間 幹線（熊本市西区春日 3 丁目～熊本市中央区水道町）

水前寺線（熊本市中央区水道町～熊本市中央区国府 1 丁目）

健軍線（熊本市中央区国府一丁目～熊本市東区健軍三丁目）

田崎線（熊本市西区春日 3 丁目～熊本市西区春日 2 丁目）

上熊本線（熊本市中央区辛島町～熊本市西区上熊本 2 丁目）

（仮称）東町線（熊本市東区健軍 3 丁目～熊本市東区東町 4 丁目）

13.7 軒（営業キロ）

	単位	数量・金額・割合	摘要
旅客			旅客数 11,821 千人/年 (一日 32 千人)
人	千人	39,221	
一 軒 当	千人	2,863	
一日一軒当	人	7,844	
旅客収入	千円	2,010,000/年	一人平均乗車料収入
一 軒 当	千円	146,715/年	170 円
一日一軒当	千円	402	
雑収入	千円	467,000	
収入合計	千円	2,477,000	
一日一軒当	千円	495	
営業費	千円	2,402,000	千円 人件費 1,051,000 経費 1,351,000
一日一軒当	千円	480	
益金	千円	75,000	
建設費	千円	—	
建設費に対する益金 割合	%	—	

（注）本表は新線運輸開始予定時の令和 13 年度（2031 年度）における推計値である。

減価償却費については、長期前受金と相殺して計上。

軌道整備事業者

併用軌道
動力：電気直流 600V

軌間 1.435 米

区間 幹線（熊本市西区春日 3 丁目～熊本市中央区水道町）

水前寺線（熊本市中央区水道町～熊本市中央区国府 1 丁目）

健軍線（熊本市中央区国府一丁目～熊本市東区健軍三丁目）

田崎線（熊本市西区春日 3 丁目～熊本市西区春日 2 丁目）

上熊本線（熊本市中央区辛島町～熊本市西区上熊本 2 丁目）

（仮称）東町線（熊本市東区健軍 3 丁目～熊本市東区東町 4 丁目）

13.7 軒（営業キロ）

	単位	数量・金額・割合	摘要
旅客			
人 軒	千人軒	—	
一 軒 当	千人	—	
一日一軒当	人	—	
旅客収入	千円	—	
一 軒 当	千円	—	
一日一軒当	千円	—	
雑収入	千円	794,000	
収入合計	千円	794,000	
一日一軒当	千円	159	
営業費	千円	885,000	千円 人件費 226,000 経費 390,000 減価償却費 269,000
一日一軒当	千円	177	
益金	千円	▲91,000	
建設費	千円	935,000	
建設費に対する益金割合	%	▲9.73%	

（注）本表は新線運輸開始予定時の令和 13 年度（2031 年度）における推計値である。

減価償却費については、長期前受金と相殺して計上。

軌道運送事業者と軌道整備事業者の合算

併用軌道
動力：電気直流 600V

軌間 1.435 米

区間 (仮称) 東町線 (起点 熊本市東区健軍 3 丁目 ～ 終点 熊本市東区東町 4 丁目)

幹線 (起点 熊本市西区春日 3 丁目 ～ 終点 熊本市中央区水道町)

水前寺線 (起点 熊本市中央区水道町 ～ 終点 熊本市中央区国府 1 丁目)

健軍線 (起点 熊本市中央区国府一丁目 ～ 終点 熊本市東区健軍三丁目)

田崎線 (起点 熊本市西区春日 3 丁目 ～ 終点 熊本市西区春日 2 丁目)

上熊本線 (起点 熊本市中央区辛島町 ～ 終点 熊本市西区上熊本 2 丁目)

13.7 秆 (営業キロ)

	単位	数量・金額・割合	摘要
旅客			
人 秆	千人秆	39,221	旅客数 11,821 千人/年
一 秆 当	千人	2,863	(一日 32 千人)
一日一秆当	人	7,844	
旅客収入	千円	2,010,000/年	一人平均乗車料収入
一 秆 当	千円	146,715/年	170 円
一日一秆当	千円	402	
雑収入	千円	139,000	
収入合計	千円	2,149,000	
一日一秆当	千円	430	
営業費	千円	2,195,000	千円
一日一秆当	千円	439	人件費 1,277,000
			経費 649,000
			減価償却費 269,000
益金	千円	▲46,000	
建設費	千円	935,000	
建設費に対する益金割合	%	▲4.92%	

(注) 本表は新線運輸開始予定時の令和 13 年度 (2031 年度) における推計値である。

減価償却費については、長期前受金と相殺して計上。

(8) 定款・登記事項証明書及び決議要領書

一般財団法人熊本市公共交通公社定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人熊本市公共交通公社と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、軌道法による運輸事業及び熊本市が行う交通事業（以下「交通事業」という。）の利用者の利便性を向上させるための事業を行うことにより、交通事業の健全な発展を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 軌道法による運輸事業
- (2) 交通事業の利用者の利便性向上に関する事業
- (3) 熊本市の委託を受けて行う交通事業及びこれに関連する事業
- (4) 交通事業に関する記念物及び資料等の収集、保存、管理並びに公開
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- (6) 前各号に附帯関連する一切の事業

第3章 資産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第5条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 熊本市

現金 金6,400万円

(基本財産)

第6条 当法人の基本財産は、当法人の目的である事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成す

るために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第10条 当法人は、剰余金の分配をすることができない。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 当法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員が欠けた場合又は第11条に定める評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 評議員には、評議員会において別に定める支給の基準に基づき、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要に応じて、臨時評議員会を開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事

長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集するには、理事長は、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、その通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員全員の同意があるときは、招集手続を省略して開催することができる。
- 5 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により他の理事が招集する。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員の互選により選出する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他法令又はこの定款で定める事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議・報告の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

- 2 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が

書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名がこれに署名又は記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち●名を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条で準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより当法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。
- 5 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告する。
- 6 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員の任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 5 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、評議員会において別に定める支給の基準に基づき、その職

務を行うために要する費用を支給することができる。

(責任の一部免除又は限定)

第30条 当法人は、一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、非業務執行理事等との間で、役員の一般法人法第198条において準用する同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定並びに解職

(招集)

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集しようとするときは、理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。
- 4 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、出席した理事の互選により選出する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議・報告の省略)

第36条 前条の規定にかかわらず、一般法人法第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、定款第25条第3項に規定する理事の職務執行状況の報告については適用しない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに署名又は記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

2 前項の規定は、当法人の定款第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第39条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第42条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備置き書類及び帳簿)

第43条 当法人の主たる事務所には、法令で定めるところにより、次に掲げる書類を法令で備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書
- (3) 監査報告
- (4) 評議員会議事録
- (5) 定款第21条第1項の規定に基づく同意に関する書類
- (6) 理事会議事録
- (7) 定款第36条第1項の規定に基づく同意に関する書類

第11章 附 則

(設立時の評議員)

第44条 当法人の設立時評議員は、次に掲げる者とする。

設立時評議員	〇〇	〇〇
設立時評議員	〇〇	〇〇
設立時評議員	〇〇	〇〇

(設立時の役員等)

第45条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事（設立時理事長）並びに設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	〇〇	〇〇
設立時理事	〇〇	〇〇
設立時理事	〇〇	〇〇
設立時代表理事（設立時理事長）	〇〇	〇〇
設立時監事	〇〇	〇〇

(最初の事業年度)

第46条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和7年3月31日までとする。

(設立者の氏名又は名称及び住所)

第47条 設立者の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

熊本市中央区手取本町1番1号

設立者 熊本市

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人熊本市公共交通公社設立のため、設立者の定款作成代理人である弁護士河野勇樹は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和〇年〇月〇日

設立者 熊本市

上記定款作成代理人 弁護士 河野 勇樹

決議要領書

議 第 98 号
令和 6 年 2 月 19 日提出

軌道整備事業の実施について

軌道整備事業を次のように実施する。

熊本市長 大 西 一 史

1 軌道運送高度化事業実施者

- (1) 軌道整備事業者 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市
代表者 熊本市長 大西 一史
- (2) 軌道運送事業者 熊本市中央区大江 5 丁目 1 番 40 号
(仮称) 一般財団法人 熊本市公共交通公社

2 軌道運送高度化事業を実施する路線及び区間

路線	区間	
	起点	終点
幹線	熊本市西区春日 3 丁目	熊本市中央区水道町
水前寺線	熊本市中央区水道町	熊本市中央区国府 1 丁目
健軍線	熊本市中央区国府 1 丁目	熊本市東区健軍 3 丁目
田崎線	熊本市西区春日 3 丁目	熊本市西区春日 2 丁目
上熊本線	熊本市中央区辛島町	熊本市西区上熊本 2 丁目
(仮称) 東町線	熊本市東区健軍 3 丁目	熊本市東区東町 4 丁目

(提出理由)

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定による軌道運送高度化実施計画の認定に係る申請を行うに当たり、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。